

# 徳島県個人情報保護審査会答申第109号

## 第1 審査会の結論

徳島県教育委員会が行った本件個人情報部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表の「審査会の判断」欄において「開示」とした部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成30年7月23日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「徳島県立〇〇高等学校から平成〇年〇月〇日から、平成〇年〇月〇日までに私に関するイジメの問題の回答書や報告の全の書類の開示を求めます」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年8月6日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を①平成〇年〇月〇日付け事故報告書（以下「事故報告書」という。）、②相談記録票及び③徳島県立〇〇高等学校から平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までにあなたに関するイジメの問題の回答書と特定した上で、①については、当該情報が条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、開示することにより、個人の正当な利益を害すると認められる情報」及び同条第4号の「個人の指導、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該指導の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると判断し、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、②については、非開示決定を行い、③については、当該保有個人情報を取得しておらず、保有していないとして、開示請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年9月23日（同月26日受付）、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、お

おむね次のとおりである。

## 1 審査請求の趣旨

実施機関は審査請求人に対し徳島県立〇〇高等学校学校長〇〇が作成した事故報告書の文書全文を開示せよ。

## 2 審査請求の理由

### (1) 審査請求書

条例第16条に該当するとは思われないため。

### (2) 実施機関の弁明に対する反論

ア 〇〇からの問合せ事案の概要のうち、非開示とした部分については、審査請求人以外の氏名、学年その他の個人に関する情報並びに学校の評価、判断及び指導に係る情報が記載され、前者は、条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」に該当し、とあるが、この条例第16条第2号に「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」とある。審査請求人の健康は害され、(ストレス及び診断書あり)生活は部活動〇〇を辞めざるを得ないこととなっている。したがって、本来なら当たり前に出ていたことが困難になっているので条例第16条第2号ただし書が適用され、同号本文の適用を受けない。

イ 条例第16条第4号の「個人の指導、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該指導の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とあるが私は被害者です。加害者の氏名、学校の評価、判断、指導、これまでの経緯全て記録しているため分かっていることです。支障を及ぼすことはありません。分かっているので非開示にしている意味はない。

ウ 徳島県立〇〇から報告された事故報告書にはいじめの報告があるが、徳島県立〇〇の平成〇年〇月〇日付け回答書の〇〇からの問合せ事案の概要にはいじめと記載されていない。〇〇の方に確認しています。〇〇の方に、この一連のいじめの経緯を文章にしてFAXしています。その文章の回答を〇〇から徳島県立〇〇に回答を求め、〇〇の回答は、平成〇年〇月〇日付けの回答書と同じと回答した。

エ 平成〇年〇月〇日付けの回答書と事故報告書を見て比べてください。真実に合致しない内容など第三者に報告している。見比べれば、必ずおかしい点が出てきます。

オ 私は、事実を望んでいます。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

### 1 弁明書

(1) 「1事故の種類」及び「7学校の対応と今後の措置」のうち非開示とした部分については、学校の評価、判断及び指導に係る情報が記載されている。

- (2) 「2 事故発生の日、時刻」及び「4 保護者」のうち非開示とした部分については、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されている。
- (3) 「3 事故者」のうち非開示とした部分については、審査請求人以外の生徒の学科、学年、氏名、性別、生年月日、保護者との続柄及び住所が記載されている。
- (4) 「5 事故の概要」及び「6」のうち非開示とした部分については、審査請求人以外の氏名その他の個人に関する情報並びに学校の評価、判断及び指導に係る情報が記載されている。
- (5) 審査請求人以外の氏名その他の個人に関する情報は、条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」に該当し、学校の評価、判断及び指導に係る情報は、条例第16条第4号の「個人の指導、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非開示としたものである。
- (6) 以上により、条例第20条第1項の規定により個人情報部分開示決定処分を行ったものである。

## 2 口頭による理由説明

### (1) 事故報告書について

学校で発生した児童生徒に関する事故の内容を県教育委員会に報告するためのものであり、事故対応の適正さを確認するとともに、事故の再発防止等のために提出を依頼している。

事故の解決には、加害者、被害者以外の傍観者等の第三者の協力が必要であり、情報を収集する際には、児童生徒と教職員の信頼関係に基づき、秘密裏に行われることもあるため、事故報告書が公開されることで第三者からの協力が得られなくなる可能性もある。

また、実態把握から指導状況まで詳細に記載されており、公開することで、被害者及び情報提供者を守り抜くことが困難になったり、解明に向けての指導が妨げられたりすることが容易に予想される。

### (2) 条例第16条第2号該当性について

実施機関は、審査請求人及びその保護者（以下「審査請求人等」という。）に対して、明らかになった事実関係について適時説明しているが、今までの経緯において、審査請求人等との間で審査請求人等限りと約束した書類を第三者に送るという信頼関係を損ねる対応があった。そのため、開示することにより、開示した文書の利用のされ方に不安があり、関係生徒の今後に影響を与えることが懸念されることから、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる情報として、審査請求人以外の氏名や発言、受けた処分などは全て非開示としている。また、開示部分をつなぎ合わせることで個人が特定できるおそれのある情報も非開示としている。

### (3) 条例第16条第4号該当性について

学校による生徒に対する評価等に関する情報であって、開示することにより、学校の指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断した部分

及び学校と審査請求人、審査請求人以外の生徒その他の個人との信頼関係を損なうおそれがあると判断した部分について非開示としている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方について

条例第1条は、「個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として制定され、条例第13条で、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求すること」を権利として認めている。

一方、この権利も無制限なものではなく、開示請求に係る保有個人情報が、条例第16条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを判断するにあたっては、それぞれの開示請求ごとに客観的かつ合理的に判断する必要がある。そのため、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできるだけ明確に規定しているところである。

よって、当審査会としては、本件決定の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

### 2 条例第16条第2号及び第4号該当性の検討

条例第16条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」を非開示情報と定めたものである。ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は非開示情報から除外している。

「開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」とは、法令又は社会通念に照らして、当該個人が有すると考えられる利益が害される場合をいい、当該個人の正当な利益が害されるかどうかについては、開示請求者と当該個人との関係や当該個人の情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。当該開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められない場合としては、当該開示請求者以外の者の個人情報を開示請求者が知り得る立場にあることが明らかな場合、当該開示請求者以外の者の個人情報を何人でも知り得る状況にある場合及び開示請求者に開示することについて当該開示請求者以外の者の同意が得られた場合が考えられる。

当審査会において、事故報告書の非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）を見分したところ、開示請求者以外の者である審査請求人の保護者の個人情報が含まれていた。このため、当該情報を開示請求者に開示することについて、当審査会から審査請求人の保護者に意見照会を行ったところ、同意を得られたことから、審査請求人の保護者の正当な利益を害すると認められないため、条例第16条第2号本文に該

当しない。

また、条例第16条第2号ただし書について、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とは、人の生命、健康等の利益を保護する観点から当該情報を開示する必要性があると認められる場合には、当該情報は本号の非開示情報から除かれることをいう。しかし、開示することの利益とそれによって害される個人の権利利益との比較衡量に当たっては、人の生命、健康等の利益の保護の必要性の程度にも差があり、また個人の権利利益にも様々なものがあることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。なお、この規定により開示しようとする場合には、決定前に開示請求者以外の個人に意見照会することが義務づけられている。

審査請求人は、本件非開示部分が条例第16条第2号ただし書に該当するとして開示を求めている。当審査会で本件非開示部分を見分したところ、開示することにより保護される審査請求人の生命、健康等の利益と開示しないことにより保護される審査請求人以外の権利利益を比較衡量した場合、前者の利益が後者のそれを上回るとまではいえないため、本号ただし書に該当しない。

条例第16条第4号は、個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、指導等の過程やそれらの基準を知らせることになり、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報と定めたものである。

「著しい支障を及ぼすおそれがある情報」とは、開示することにより今後の本人に対する評価、診断等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、開示することにより今後の本人に対する評価、診断等に影響はないが、今後反復継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、開示することにより今後の個人に対する評価又は判断が抽象化、形骸化し、当該事務又は事業を実施する目的及び意義が損なわれるおそれがあるもの並びに開示することにより関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるものが考えられる。

以下、これらの考え方にに基づき、本件非開示部分（審査請求人の保護者の情報を除く。）が、条例第16条第2号及び第4号に該当するかどうかについて、次の（1）から（3）に掲げる類型に区分し、順次検討する。

なお、本件非開示部分のうち、実施機関が、条例第16条第2号及び第4号のいずれにも該当すると主張している部分については、同条第2号、同条第4号の順に該当性を検討することとし、同条第2号に該当すると判断した場合は、改めて同条第4号に該当するかどうかの判断の必要がないため、原則として同号に該当するかどうかの判断は行わないこととする。

(1) 開示請求者が知り得る立場にあることが明らかな情報

ア 加害生徒の氏名、学科、学年及び性別

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。しかしながら、当該情報は、審査請求人が特定して学校に申し出たものであり、開示請求者が知り得る立場にあることが明らかであると認められることから、開示す

ることにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

イ 審査請求人と加害生徒から聴取した内容

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。しかしながら、学校が審査請求人と加害生徒との間で発生した事案について、審査請求人及び加害生徒の双方から事情聴取した結果、事実として認定した内容であり、開示請求者が知り得る立場にあることが明らかであると認められることから、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められない。

(イ) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、学校が審査請求人及び加害生徒の双方から事情聴取した内容の結果が簡潔に記載されており、個人の指導、評価等に関する情報であるとはいえないことから、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。

(ウ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当しない。また、同条第4号にも該当しないことから、開示すべきである。

(2) 開示請求者が知り得る立場にない情報

ア 加害生徒の生年月日、住所及び続柄

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。なおかつ、特定の個人が識別できるプライバシー性が高い情報と評価できることから、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 加害生徒からの聴取内容

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる。

また、加害生徒に対する聴き取りは、その性質上、他の者に公にされることのないように十分配慮した上で行われるものであり、聴き取りを受ける生徒も、他の者に公にされないことを前提として聴き取りに応じていると考えられる。

これらの中には、審査請求人が学校から情報提供及び説明を受け、既に知っている情報も含まれている模様であるが、説明を受けた部分と受けていない部分との峻別が困難であり、全体として、開示請求者が知り得る立場にあることが明らかであるとは言えない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

ウ 加害生徒の保護者と学校関係者以外の個人について記載された部分

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。また、加害生徒の保護者並びに学校関係者である生徒、保護者及び教職員以外の個人の情報が記載されており、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

(3) 実施機関による評価、指導等に関する情報

ア 事案の態様

(ア) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、学校において審査請求人と審査請求人以外の生徒との間で発生した事案の態様を記載しているにすぎず、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第4号に該当しないことから、開示すべきである。

イ 事故者の内訳

(ア) 条例第16条第2号該当性について

実施機関は、当該情報が条例第16条第2号に該当すると主張している。しかしながら、審査請求人と加害生徒に事実確認を行い、認定した事実に基づき、その内訳を記載しているだけであり、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

ウ 審査請求人について記載された部分（下記キを除く。）

(ア) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、審査請求人の状態を簡潔に述べているにすぎず、評価、指導等の過程やそれらの基準は記載されていないことから、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第4号に該当しないことから、開示すべきである。

エ 学校の対応

(ア) 条例第16条第2号該当性について

当該情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。しかしな

がら、当該情報は、審査請求人が学校に申し出た生徒及びその保護者並びに審査請求人が同席した生徒に関する情報であり、開示請求者が知り得る立場にあることが明らかであると認められることから、開示することにより開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められない。

(イ) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、学校が行った対応について簡潔に記載されている。また、評価や指導等の過程やそれらの基準は記載されていないことから、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。

(ウ) 結論

当該情報は、条例第16条第2号本文に該当しない。また、同条第4号にも該当しないことから、開示すべきである。

オ 学校の評価

(ア) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、学校が行った評価及び指導内容について、そこに至る過程を含めた情報であり、開示することにより、審査請求人及び審査請求人以外の個人と学校の信頼関係が損なわれ、今後の同様事案の対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第4号に該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

カ 6の項目名

(ア) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、事故報告書の項目の一つの名称であり、学校の評価、判断、指導の内容を示す情報ではないことから、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第4号に該当しないことから、開示すべきである。

キ 審査請求人及び加害生徒についての学校の所見

(ア) 条例第16条第4号該当性について

当該情報は、学校による審査請求人及び加害生徒についての所見であり、開示することにより、今後、同種の文書を作成する職員が相手方に関する所見の記載を躊躇することが予想され、生徒に対する評価が抽象化、形骸化し、必要な記録が行われないなど、生徒への対応等の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 結論

当該情報は、条例第16条第4号に該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

### 3 その他



実施機関は、開示された情報の用いられ方によっては、審査請求人を含めた関係生徒に弊害が生じることや同様事案の対応への影響が懸念されることから、条例第16条第2号の「開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる」との規定に基づき、開示・非開示の判断をしたと説明している。

しかし、条例第16条第2号本文の「開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害する」とは、開示請求に係る保有個人情報を開示請求者が知ること自体が開示請求者以外の個人の正当な利益を害することを意味するのであって、開示請求者が開示により得た情報を用いて他人の正当な利益を害する行為に及ぶおそれがあることを意味するものではない。

また、条例が定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求は、請求の理由、目的を問わずに認められる制度であるから、開示された情報の用い方を理由に開示請求を拒否し、又は開示されるべき情報を非開示とすることはできない。

当審査会としては、実施機関に対し、条例に基づく適正な運用を求めるものである。

#### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和 元年10月23日	審議 (第115回審査会)
11月22日	審議 (第116回審査会)
12月26日	審議 (第117回審査会)
2年 1月24日	審議 (第118回審査会)
2月20日	審議 (第119回審査会)
4月27日	審議 (第120回審査会)
5月29日	審議 (第122回審査会)
7月27日	審議 (第124回審査会)
8月19日	審議 (第125回審査会)
9月17日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第126回審査会)

10月23日	審議（第127回審査会）
11月13日	審議（第128回審査会）
11月27日	審議（第129回審査会）
12月11日	審議（第130回審査会）

**徳島県個人情報保護審査会委員名簿**      (五十音順)

氏名	職業等	備考
遠藤理恵子	弁護士	
篠原靖典	徳島文理大学人間生活学部教授	令和2年4月1日から
竹原大輔	弁護士	会長職務代理者
田中里佳	公認会計士，税理士	
南波浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	令和2年3月31日まで
松永満佐子	四国大学短期大学部教授	会長

遠藤委員は、徳島県個人情報保護審査会審議要領第14条第1項の規定により、会長の了承を得て本件事案の調査審議を回避した。